

住宅用火災警報器の 設置が義務付けられました

【改正の目的】

平成 15 年中に全国で発生した住宅火災の死者数は、1,041 人でしたが、このうち 712 人(68.4%)の方が、熟睡、泥酔、病気、身体不自由などの逃げ遅れにより亡くなっています。また、高齢者の割合が半数以上を占め、原因のほとんどが逃げ遅れ等によることから、新たな住宅防火対策の一つとして、消防法が改正され住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことに伴い登別市火災予防条例が一部改正されました。

【対象となる住宅】

戸建住宅、共同住宅、店舗等併用住宅、雑居ビル等の中にある住宅部分など、新築、既存に関わらず、すべての住宅が対象となります。なお、すでに自動火災報知設備や住宅用スプリンクラー設備が設置されている部屋は、設置が免除されます。

【住宅用火災警報器の種類と価格】

火災発生の初期段階で煙や熱を感知して、警報音や音声で火災をいち早く知らせてくれます。目や耳の不自由な方、高齢の方には、音や光の出る補助警報機能付きのものをお勧めします。電源は、家庭用電源や電池があり、電池の寿命は約 1 年～10 年と製品によって異なります。



(天井取付型)



(壁取付型)

価格は、電池寿命や音声ガイダンスの有無など、機能によって 1 個あたり数千円から 1 万数千円までの幅があります。また、取り付けや配線工事に別途費用がかかるものもあります。

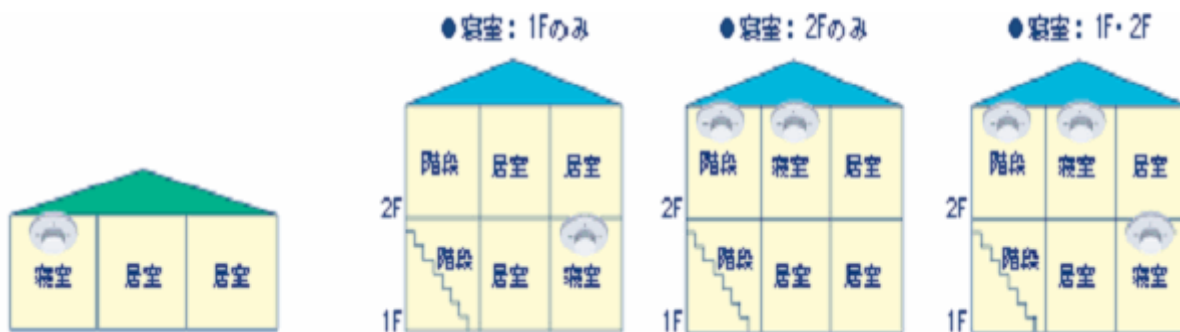
購入先は、消防設備会社のほか、一部のホームセンターや家電量販店でも取り扱っています。

新築や改装の際には、ハウスメーカーや施工会社にもご相談ください。

【設置後、注意すること】

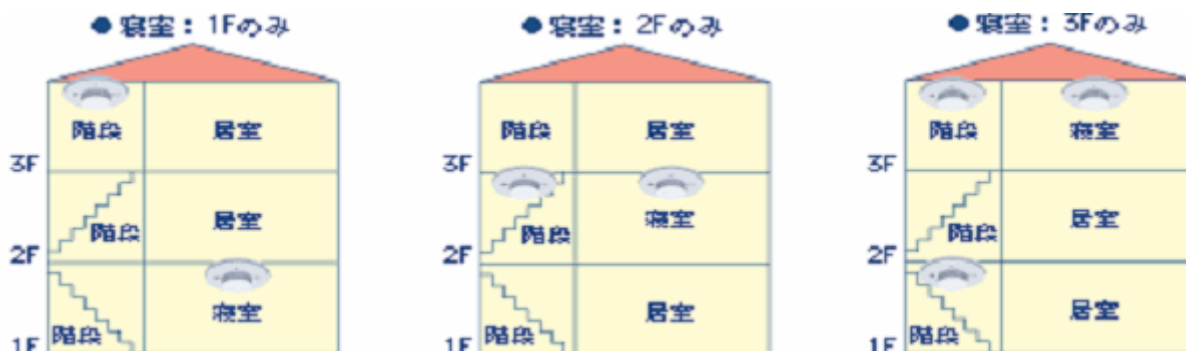
電池交換が必要なものは、電池切れの警報が出た場合に、交換する必要があります。また、住宅用火災警報器は、感知器の交換期限がきたら交換してください(自動試験機能が付加されている機器を除きます)。

【設置場所】

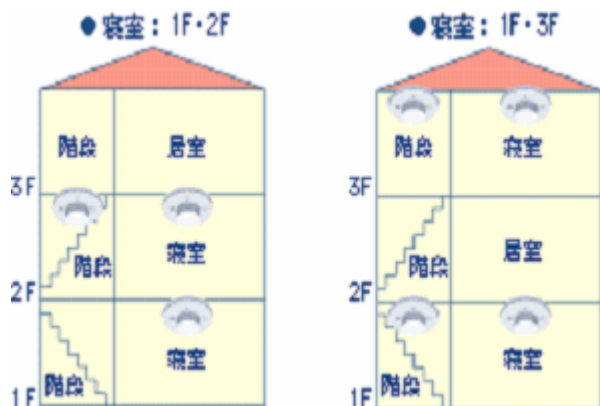


1 寝室・・・普段、就寝に使用している部屋に設置します(来客などで使用する部屋は除きます)

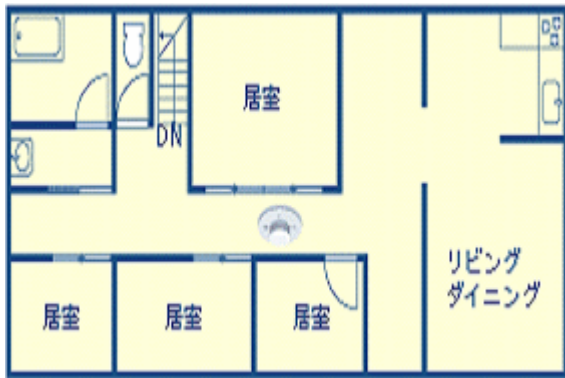
2 階段・・・寝室が2階以上にある場合は、その階から直下階に通じる階段の上端に設置します。



3 寝室が3階以上にある場合は、寝室がある階から2階下の階段の下端に設置します。

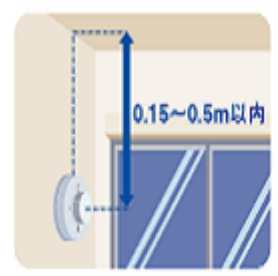
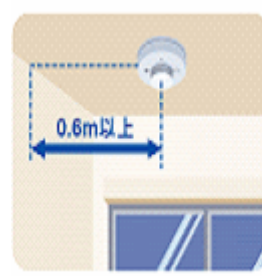
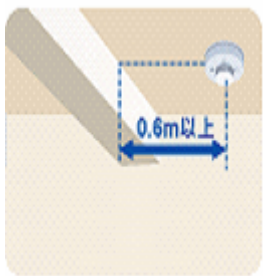


4 寝室が1階だけにある場合、居室が3階以上にあれば、その最上階から直下階に通じる階段の上端に設置します。



1～4に該当せず設置の必要がない階で、7平方メートル以上(四畳半)の居室が5以上ある階の廊下(廊下や直下階がない場合は直上階に通じる階段の下端)

【設置は、天井又は壁に設置します】



【設置が義務付けられる日】

新築住宅は、平成18年6月1日から、既存住宅は、平成23年5月31日までの5年間の間に義務付けられています。

【悪質な訪問販売にご注意ください】

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。
(一例)

- 「点検も義務付けられている。」と事実を偽って販売する。
- 消防職員のような服装で消防職員のふりをして販売する。

【住宅用火災警報器に関するお問い合わせは】

消防本部総務グループ (電話 85-9611)

消防署警備グループ (電話 85-2551)